

令和 8 年 6 月中土佐町議会定例会（通常会議）会議録（第 1 号）

招 集 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 0 日
招 集 の 場 所	中土佐町議会議場
開 会	令和 8 年 6 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 9 分宣告
開 議	令和 8 年 6 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 9 分
出 席 議 員	1 番 松下 昇平 2 番 山本 建生 3 番 下元 良之 4 番 中野 大地 5 番 中城 重則 6 番 佐竹 敏彦 7 番 濱田 和昭 8 番 窪田 和教 9 番 田上 幸平 1 0 番 高橋 雄造 1 1 番 金子 裕之 1 2 番 福永 守恭
欠 席 議 員	な し
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 教 育 長 池田 洋光 副 町 長 平田 政人 教 育 次 長 岡村 光幸 教 育 次 長 中平 圭祐 総 務 課 長 山崎 正明 地 域 振 興 課 長 高橋 佳代 まちづくり課長 江崎 太市 建 設 課 長 小松 賢介 農 林 水 産 課 長 黒岩 陽介 健 康 福 祉 課 長 津野 誠 町 民 環 境 課 長 下元 満 会 計 管 理 者 竹邑 千佐 税 務 課 長 市川 文啓
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 山岡 友也 書 記 小松 舞
町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
委員会提出議案の題目	なし
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。 9 番 田上 幸平 議員 1 0 番 高橋 雄造 議員

令和8年6月中土佐町議会定例会（通常会議）議事日程〔第1号〕

令和8年6月10日（水）午前10時09分開会

日程第1	議席の指定	
日程第2	会議録署名議員の指名	
日程第3	会期決定の件	
日程第4	諸般の報告	
日程第5	行政報告	
日程第6	報告第5号	株式会社中土佐町地域振興公社の経営状況の報告について
日程第7	報告第6号	株式会社SEAプロジェクトの経営状況の報告について
日程第8	報告第7号	専決処分の報告について（中土佐町税条例の一部を改正する条例）
日程第9	報告第8号	専決処分の報告について（中土佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第10	報告第9号	専決処分の報告について（令和7年度中土佐町一般会計補正予算（第9号））
日程第11	報告第10号	専決処分の報告について（令和7年度中土佐町介護保険特別会計補正予算（第5号））
日程第12	報告第11号	令和7年度中土佐町繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第13	報告第12号	令和7年度中土佐町簡易水道事業会計予算繰越計算書について
日程第14	議案第25号	指定管理者の指定について（中土佐町立上ノ加江老人憩いの家）
日程第15	議案第26号	指定管理者の指定について（中土佐町立久礼浦分高齢者コミュニティセンター）
日程第16	議案第27号	指定管理者の指定について（中土佐町立野老野公民館ほか9件）
日程第17	議案第28号	高幡障害者支援施設組合規約の変更について
日程第18	議案第29号	町道の路線の変更について
日程第19	議案第30号	中土佐町税条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第31号	中土佐町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第32号	中土佐町監査委員条例等の一部を改正する条例について
日程第22	議案第33号	中土佐町まちづくり振興基金条例を廃止する条例について
日程第23	議案第34号	令和8年度（令和7年度繰越 地域未来交付金）ポータブル蓄電池購入事業に係る物品購入契約について
日程第24	議案第35号	令和8年度中土佐町一般会計補正予算（第1号）について
日程第25	議案第36号	令和8年度中土佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第26	議案第37号	令和8年度中土佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第27	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（吉岡浩一氏）
日程第28	陳情第1号	ホルムズ海峡封鎖の影響から事業者を守るための陳情
日程第29	常任委員会委員選任補充について	
日程第30	議会改革調査特別委員会委員選任補充について	
日程第31	委員会の活動報告	

令和8年6月中土佐町議会定例会（通常会議）の経過（第1日目）

令和8年6月10日（午前10時09分開会）

議長（福永守恭議長）

ただいまから、令和8年6月中土佐町議会定例会を開会をいたします。（午前10時09分）

議長（福永守恭議長）

これから、本日の会議を開きます。

議長（福永守恭議長）

議事に入る前にご報告を申し上げます。

去る4月23日、中川忠司議員がご逝去されました。中川議員は、令和8年1月に初当選したばかりでございましたが、志半ばで病のため帰らぬ人となりました。謹んで哀悼の意を表します。ここで故中川忠司議員のご冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。

全員、ご起立を願います。

黙禱。

（黙禱）

議長（福永守恭議長）

黙禱を終わります。ご着席願います。

議長（福永守恭議長）

引き続きとなりますが、令和8年4月24日に欠員が生じた旨を選挙管理委員会に通知をいたしました。これに伴い、令和8年5月11日に中土佐町議会議員選挙の繰上げ補充に関する選挙会を開き、高橋雄造議員が繰上げ当選をされましたので、ご報告をいたします。

なお、仮議席はただいまご着席の議席を指定をいたします。

議長（福永守恭議長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長（福永守恭議長）

日程第1、議席の指定を行います。

新たに迎えました高橋雄造議員の議席につきましては、会議規則第4条第2項の規定により、議長において議席の指定を行います。

10番を高橋雄造議員の議席と指定をいたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福永守恭議長）

異議なしと認めます。

したがって、１０番を高橋雄造議員の議席とすることに決定をいたしました。

議長（福永守恭議長）

日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会通常会議の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、９番、田上幸平議員、１０番、高橋雄造議員を指名をいたします。

議長（福永守恭議長）

日程第３、会期決定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

濱田和昭議会運営委員長。

議会運営委員長（濱田和昭委員長）

それでは、委員会報告を行います。

６月８日に開催をいたしました議会運営委員会において、今期定例会の会期日程について審議いたしました結果、令和８年６月中土佐町議会定例議会の会期日程は本日１０日開会、本会議延会後、第１委員会室において全員協議会を行います。

１１日から１６日は休会とし、付議事件・熟読精査、１２日については中土佐町議会改革調査特別委員会、予算決算常任委員会を行います。

１７日と１８日は本会議、午前１０時より一般質問を行います。

１９日から２１日は休会とし、付議事件・熟読精査とします。

２２日は本会議、午前１０時より町長提出の付議事件の審議等を行い、散会といたします。

２３日から８月３１日までは休会としますが、必要に応じて本会議を開きます。

また、会期中、適宜、委員会を行います。

以上、本日１０日から８月３１日までの８３日間と決定いたしましたので、ご報告をいたします。

議長（福永守恭議長）

６月定例会の会期は、ただいま委員長の報告のとおり、本日１０日から８月３１日までの８３日間とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福永守恭議長）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日１０日から８月３１日までの８３日間と決定をいたしました。

議長（福永守恭議長）

日程第４、諸般の報告を行います。

議長からの３月定例会通常会議以降の諸般の報告につきましては、お手元に配付をしました議会活動のとおりでございます。

教育長から、令和７年度中土佐町教育委員会の事務の自己点検、評価報告書の提出がありました。報告書の写しを配付しております。

次に、監査委員から、令和８年２月分、３月分、４月分に関する例月出納検査報告書の提出がありました。報告書の写しを配付しております。

なお、添付資料につきましては、監査委員事務局に保管をしておりますので、適宜閲覧を願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議長（福永守恭議長）

日程第５、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出があります。これを許します。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

それでは、７点にわたりまして行政報告を行います。

まず、１点目でございますが、令和７年度一般会計の決算見込みにつきましてご報告をいたします。

令和７年度におきましては、久礼中学校体育館空調整備事業や町民ふれあい広場再整備事業などのハード事業を実施いたしますとともに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、町内事業者及び住民生活を支える各種施策を実施してまいったところでございます。

また、まちの活性化の起爆剤として期待されております地域おこし協力隊につきましても、より多くの有能な人材を確保するため、令和７年度から新たに団体委託型を導入いたしました。このことによりまして、これまで以上に地域課題の解決や地域資源を活かした取組と情報発信の強化に努めるとともに、移住・定住施策と一体的に取り組むことによりまして、関係人口の創出や将来的な定住促進につなげてまいりたいと考えております。

これらの事業推進に当たりまして、ご理解とご協力を賜りました関係各位に対し、厚く御礼を申し上げます。

それでは、令和７年度各会計の決算状況につきましてご報告を申し上げます。

まず、一般会計につきまして申し上げます。

歳入総額７２億９，５８８万９，６３２円に対しまして、歳出総額は７１億３，６８６万１８６円となっており、形式収支は１億５，９０２万９，４４６円の黒字となる見込みでございます。また、繰越明許費に係る翌年度繰越財源４，６６８万４，０００円を差し引いた実質収支は１億

1, 234万5, 446円となる見込みとなっておりまして、このうち5, 700万円を減債基金に剰余金積立てをいたしまして、残る5, 534万5, 446円を令和8年度への繰越金といったしたいと考えております。

この決算によりまして、一般会計基金残高につきましては財政調整基金が17億5, 324万5, 459円、減債基金が6億2, 428万326円を含めまして、総額45億6, 004万2, 713円となる見込みでございます。

次に、特別会計についてご説明をいたします。

介護保険特別会計におきましては543万7, 516円、後期高齢者医療特別会計では501万2, 149円、国民健康保険特別会計では58万529円といずれも黒字決算となる見込みでございます。

また、簡易水道会計につきましては、収益的収支が94万5, 537円の赤字、資本的収支が5, 009万6, 667円の赤字となる見込みでございます。

農業集落排水事業会計につきましては、収益的収支が483万4, 640円の黒字、資本的収支が1, 240万6, 061円の赤字となる見込みでございます。

以上が、各会計における決算の状況でございます。

さて、本年度の地方財政計画におきましては、地方一般財源総額及び地方交付税総額につきまして、前年度を上回る額が確保されまして、物価高や人件費の上昇への対応に加えまして、子ども・子育て施策、防災・減災対策、地域活性化への取組など、地方自治体が安定的に行政サービスを提供できますよう、一定の財源措置が講じられたところでございます。

一方で、ご案内のとおり世界各地で緊張状況が続く国際情勢の影響によりまして、エネルギー価格や物価の高騰が長期化し、住民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしております。こうした状況につきましては、本町の財政運営にも影響を与えておりまして、限られた財源の中で、いかにして必要な行政サービスを安定的に供給していけるのかということが強く求められております。

今後におきましても、国の地方財政対策や社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、補助金や有利な地方債、基金などの財源を有効に活用し、持続可能な財政運営に努めるとともに、住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、先ほどもご挨拶で申し上げましたが、台風6号接近に伴う災害対応についてご報告をいたします。

今月2日、四国地方の梅雨入りが発表されるのと同じくして、午後から翌未明にかけて台風6号が本県に接近し、和歌山県におきましては14年ぶりの6月上陸となり、折しも気象庁では、災害時にいつどのように行動すればよいのかをより分かりやすく伝えるために、先月29日から新たな防災気象情報の運用を開始しておりまして、降り始めからの雨量が450mmを記録した四万十町に対し、全国初となるレベル4大雨危険警報が発表されたところでございます。

本町での対応についてご報告いたしますと、台風6号の進路予想から6月2日の小中学校は全て休校とし、翌3日も大事を取って登校時刻を全校1時間遅らせたところでございます。また、発災に備えて、同午前中には久礼、上ノ加江、大野見でそれぞれ避難所開設の準備をいたしますとともに関係職員に情報の周知を図りました。

続きまして、暴風・波浪警報が発表された直後の午後2時、防災無線で町内各所の避難開設をアナウンスいたしまして、早めの避難準備に当たる自主避難者の受入れを開始いたしました。同日午後6時過ぎには大雨警報が発表されまして、さらに午後9時前には高知県の中部と西部に線

状降水帯直前情報が発表されましたので、速やかに災害対策本部を設置したところでございます。

以後数時間におきましては、被害連絡として一部地区の停電や倒木の情報が数件程度寄せられましたものの、午後 11 時半前に大雨警報が解除されましたことを受けまして、同本部を解散したところでございます。

一連の災害対応結果について申し上げますと、町内の自主避難者数は久礼地区の 5 名にとどまっております。被害状況としましては、人的被害は皆無でありましたが、消防士による土のう対応といった床下浸水が 1 件、大野見地区で町道への土砂崩れによる一時通行止めが 1 件、上ノ加江地区で町道の路側崩壊により通行止めが継続している箇所が 1 件、その他小規模な倒木及び土砂流出等が 40 件程度となっております。

農林関係では、現時点において用水路への土砂流入等の農業用施設被害が 7 件、空石積み擁壁の崩壊等の農地被害が 3 件、土砂の流出等の林道被害が 5 件報告されております。

また、台風通過後にも降雨が続きまして、6 日の早朝には久礼地区におきまして、住宅裏の急傾斜地で土砂崩れが発生しております。この土砂崩れ発生箇所は急傾斜地崩壊対策済みの区域でありまして、崩壊したのり面と防護施設との間に距離がありましたため、幸い住宅への被害はございませんでしたが、高知県による崩壊地の地質調査、崩土撤去及び防護施設の補修等に一定の日数を要しますことから、万が一のことを想定いたしまして、住民の方には一時避難を提案いたしました。

今般の台風 6 号で被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに、避難等の事前準備から対応、被害状況調査ほか各般にわたるご尽力、ご協力をいただきました関係各位に心より御礼を申し上げます。

以上がこれまでの経緯でございますが、これから秋にかけて事実上の台風シーズンとなっておりますので、職員一同緊張感を持って、各団体との連携を図りながら町民の皆様の安全を図ってまいります。関係各位には、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、行政懇談会の開催について申し上げます。

本町では、当該年度の行政方針を町民の皆様にお知らせいたしますとともに、それぞれの地域における課題等を住民の皆様と町が共有することで、住民参加のまちづくりを推進することを目的として、合併以来、毎年行政懇談会を開催してまいりました。私たち職員にとりましては、通常業務の中だけでは、各地域の生のお声や地域の実態像に触れることがなかなかできませんが、それぞれの地域に直接出向き、皆様から直接お話を伺いするとともに、意見を交換できる行政懇談会は、協働のまちづくりを推進する上でも大変貴重な機会となっております。

しかしながら、社会や経済、生活に大きな災難や混乱をもたらしたコロナ禍を境に、諸般の事情から令和 2 年度の開催をもって一時的に中断状況となっております。そこで、合併後 20 年を経過し 21 年目に突入いたしました今年度、原点に立ち返って行政懇談会の意義を明確にするとともに、新たなまちづくりの推進エンジンとしての期待も込めまして、このたび 6 年ぶりの開催を決定したところでございます。

具体的な日程につきましては、矢井賀地区を対象といたしまして、今月 24 日午後 1 時半から矢井賀高齢者コミュニティセンターでの開催を皮切りといたしまして、翌 25 日には、上ノ加江公民館におきまして、上ノ加江地区を対象に午後 1 時半からと午後 6 時半からの 2 回実施いたします。続く 27 日土曜日には、久礼地区を対象に午前 10 時から町民交流会館で行いまして、29 日月曜日には、大野見地区を対象に午後 1 時半及び午後 6 時半から大野見振興局で開催いたし

ます。最後の7月2日木曜日には、再び久礼地区を対象といたしまして、午後1時半及び午後6時半から町民交流会館で行う予定となっております。

町内各地区の皆様に対しましては、回覧等を通じまして、これらの日程を周知いたしますとともに、あらかじめお伺いしております地域の課題への回答も準備するなど、できるだけ多くの住民の皆様からのご意見をお聞きする機会にしたいと考えております。皆様、ぜひともお誘いの上、積極的なご参加を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

続きまして、高知大学との新たな連携に関する協定について申し上げます。

平成18年の町村合併以来、本町と高知大学の連携事業といたしましては、旧高知医大で保健師を目指す学生が地域医療での業務を学ぶため、その現場となる健康福祉課で実習生を受け入れ、時には町の採用試験に応募していただき、人材確保にご協力を賜ってまいったところでございます。

また、ご案内のとおり東日本大震災の翌年の平成24年4月には、中土佐町庁舎等建設調査審議委員会の委員を当時の原准教授に委嘱いたしまして、その後、地震被害予測手法の構築に関する研究や堆積地盤の揺れやすさ判定をはじめ、様々な南海トラフ地震対策に関する調査、助言にもご協力をいただいております。

さらに、平成28年2月には、日本カツオ学会に取り組まれた当時の受田副学長ほか有志の皆さんと共に立ち上がった高知カツオ県民会議の一員として、本町も共にカツオ資源保護啓発などの活動に携わっております。

そして、平成27年、高知大学は地域協働学部を設置し、地域社会を学ぶ学生の育成を図り、その能力を地域再生と発展に生かす教育研究を推し進めることで地域活性化の中核的拠点を目指すこととなりました。本町における地域協働学部の活動といたしましては、美術館関係のプロジェクトをはじめ、大阪万博を踏まえた久礼中学校での企画学習、空き家や移住に関する事業、かつお祭のボランティアなど、地元との協働を通じまして、地域の活性化や教育支援などに取り組んでいただいております。

改めまして、高知大学の本町に対します各種取組につきまして感謝申し上げますとともに、新たな行政課題であります人口減少問題や子ども・子育て環境の確保、充実をはじめ、行政課題各般にわたりまして、今後ますます大学からのお力添えをお願いしたいと考えております。

先月5月11日には、私と教育長に加えて担当課と共に同大学を訪問いたしまして、受田学長に直接お会いし、地域連携協定に関する意見を交わすことができました。会談では、大学生と地域の住民との連携、協働による事業推進などにつきまして、具体的な事例もお話しする中で、これまで長年にわたって培ってまいりました高知大学との信頼関係を踏まえた大変前向きで有意義な議論が交わされまして、協定の締結も含め、今後双方に利益をもたらす事業実施のためのよきキックオフ会議となったところでございます。

議員各位におかれましては、これからも高知大学との各種事業及び協働推進にご理解とご協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

続きまして、久礼八幡宮の御神穀祭の重要無形民俗文化財指定についてご報告を申し上げます。

平成30年3月、久礼八幡宮の御神穀祭は、古風を保ちながら地域的特色も顕著であり、我が国の民間における神祭の在り方を考える上で注目されるといたしまして、文化庁より記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選定をされました。これを受けまして、令和元年度から令和4年度にかけて、教育委員会が主体となり本格的な調査研究を開始いたしまして、久礼八

幡宮氏子会をはじめ、地元関係者の皆様及び文化財に精通した学者各位のご協力の下、令和5年3月に久礼八幡宮御神穀祭調査報告書の作成に至りまして、同月、文化庁へ提出したところでございます。

その後、今年1月23日に文化審議会から文部科学大臣に対しまして、久礼八幡宮の御神穀祭が国の重要無形民俗文化財に指定されるよう答申がなされまして、3月24日、正式に重要無形民俗文化財として指定を受ける運びとなりました。同日には、京都で令和7年度指定証書交付式が執り行われまして、久礼八幡宮御神穀祭伝承会の会長であります久礼八幡宮の若瀬宮司に対しまして、文化庁長官より指定書が交付をされたところでございます。

今回の指定に当たりましては、農耕に関わる神饌奉納の行事の典型的な例であり、頭屋を中心とする祭祀組織や大規模な行列を組んで神饌を奉納する形態が地域的特色豊かであるとの評価をいただいております。

今回の重要無形民俗文化財は、高知県では実に46年ぶり、また風俗習慣の分野では県内初という快挙となりました。3月31日には、若瀬宮司と総代2名の皆様が私と共に県庁を訪れまして、濱田知事に指定の報告を行い、お祝いのお言葉を頂戴したところでございます。

長年にわたり、御神穀祭の継承と保存にご尽力されてこられました久礼八幡宮氏子会をはじめ関係常会の皆様に、改めましてその労をねぎらいますとともに心よりお祝いを申し上げる次第でございます。

今般、調査報告書の作成に当たり多大なるご支援、ご協力を賜りました関係各位に対しまして、この場をお借りいたしまして深く感謝を申し上げます。

続きまして、第35回かつお祭の開催についてご報告をいたします。

土佐の一本釣りの町・中土佐町を内外にPRするため、平成2年より町の看板イベントとして官民一体となって開催してまいりましたかつお祭ですが、令和に入ってから新型コロナウイルス感染拡大防止や食品衛生法上の制約、そして高齢化による祭りの担い手不足など、多くの課題や制度の壁が立ちはだかつてまいりましたが、かつお祭の明かりをともし続けようということで、実行委員会をはじめ関係各位による強い意志の下、時代に合わせながら祭りのスタイルを変化させ、次世代に受け継がれることが実感されているところでございます。

かつて、ふるさと海岸で実施しておりましたような青空の下、銘々に来訪された大勢のお客様に対しましてたたきやカツオ三昧セットを提供し、その場で旬をご堪能いただく豪快な形は古きよき思い出となり、長らくかつお祭を愛されてこられたファンの皆様にとりましては、少なからず寂しさを覚えさせ大変心苦しいところではございますが、祭りの持続可能性確保のため、ぜひともご理解をいただき、今後も変わらぬご愛顧を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今年のかつお祭は、昨年のスタイルを基に3つの企画で構成をいたしまして、居酒屋、スナック等、周辺の飲食店との連携によりまして、祭りの場を町なかに広げるとともに、昼だけでなく夜も祭りが開催されますことで、旬のカツオを楽しみ、多くのお客様を時間的にも空間的にも懐深く受け入れられる仕組みといたしまして、5月15日から5月31日までの17日間をかつお祭ウィークスとして、久礼のまち全体をかつお祭ムードに包みながら展開をしてまいりました。

まず、5月17日日曜日、久礼新港で開催いたしました本祭・かつお祭では、全指定400席のうち、24席を今回初めてふるさと納税の返礼品に割り当てまして、あとの376席は一般ウェブ予約にて募集いたしましたところ、ふるさと納税分は予約開始後5日足らずで定員に達しま

して、一般ウェブ予約も同じく2時間16分で全席完売いたしました。昨年の倍の席数にもかかわらず、完売までの時間はおよそ半分となりましたことは、かつお祭の人気の高さを改めて実感したところでございます。

本祭当日は、連年で天候に恵まれまして、400名のお客様たちはプロのわら焼きを目の前で見えていただきながら、本場久礼の絶品のカツオはもちろんのこと、JA高知県女性部大野見支部のご協力の下、今回初めて大野見から直送した自慢のお米も提供され、おいしさのコラボに舌鼓を打たれておりました。会場では、カツオの解体ショーやおなじみのところてん早食い競争、カツオクイズなど盛りだくさんのステージショーも相まって、皆様満面の笑顔でそれぞれの時間を楽しんでいただいたものと思います。

また、今年で5年目の開催となります久礼大正町市場かつお祭との連携企画におきましては、本祭・かつお祭の開催に合わせたキャンペーンといたしまして、協力店舗が昨年から2店舗増え、計19店舗より3日間限定のメニューや割引等のサービス実施をご協力いただきまして、道の駅なかとさを含め、県内外からお越しいただきました本当に多くの皆様にご満足いただけたものと感じております。

続いて、2回目となる町なかかつお祭との連携におきましては、大正町市場以外の鮮魚店、飲食店、スナックなど17の協力店舗がランチから居酒屋メニューまで、そして朝からナイトタイムまで幅広くそれぞれの特徴を生かしたおもてなしでご活躍をいただきました。

そして、新たな企画として、町内飲食店をより周遊してもらえるようInstagram投稿キャンペーンも開催したところでございます。今回初めてということもございまして、応募数は少なかったものの、お客様が楽しみながらより多くの店舗を周遊してもらえるような施策を今後も検討してまいりたいと考えております。

こうして幕を閉じた今年のかつお祭でございますが、例年以上にマスメディアに多く取り上げられましたことや本町の調査でカツオ愛日本一になったことが証明されたことなどによりまして、カツオといえば高知県中土佐町というイメージが大きく発信できたものと考えております。かつお祭が35年間続いてきた歴史を礎に、新たな時代にマッチしたイベントへと進化を遂げることにより、シン・鯉乃國プロジェクトをはじめ、町の振興に大きな活力を与えてくれるものと期待をしております。

結びに、かつお祭の実行に際しまして、何日にもわたり準備から片づけまでもろもろのご協力を賜りました実行委員の皆様はもとより、新鮮なカツオを釣り上げていただいた船主の皆様、商工会やJA土佐くろしお中土佐青年部の皆様、高知信用金庫の皆様、高知大学えんむすび隊の皆様、一般ボランティアの皆様、そしてご協力賜りました全ての皆様に対しまして、この場をお借りして心から感謝を申し上げる次第でございます。

最後に、道の駅なかとさの9周年につきましてご報告を申し上げます。

道の駅なかとさは、交流人口の拡大を図り、町の活性化を促進するための重要施設として平成29年に建設をされ、おかげさまでこの7月に開業9周年を迎える運びとなりました。

道の駅はオープン以来、所期の目的であります地域に根差し、観光産業の振興及び雇用の場の創出を図り、中土佐町全体の活性化のための事業を行ってまいりましたが、この間、新型コロナウイルスショックや南海トラフ地震臨時情報の発表などによる国民の行動制限など、大きな試練をも経験をしてまいりました。また、通常道の駅と違いまして、わざわざ目的地として来場してもらわなければならないことや港にあるがゆえの津波のリスクも大きなハンディキャップとなっております。しかしながら、個性あふれる各テナントや芝生広場、ドッグランなど目の前の漁

港の風景とともに潮風を感じながら過ごす時間は、また格別の非日常であり、そのことが道の駅なかとさの大きな魅力でもございます。

実際、これまで大変多くの皆様にご利用いただきまして、先月5月末日現在の累計レジ通過客数は226万人となりました。昨年の5月30日には、累計レジ通過客数が200万人でございましたので、この1年間で実に26万人という大変多くのお客様にお越しいただいたこととなります。とりわけ本年5月には、旗艦店でありますマルシェなかとさがオープン以来初となる月間売上高が2,163万6,838円という最高金額を達成いたしまして、開業以来約9年間の累計金額につきましても11億円を超え、道の駅全体の売上金額に至りましては、27億円を超えたところでございます。

また、マルシェと町内出荷者との累計売上額は8億3,409万円となっております。町外出荷者累計売上額が3億1,080万円でありますことからすると、大きなミッションであります町内生産者の皆様の所得向上にもつながっているものと実感をしております。

道の駅なかとさは、今後も生産者の皆様との連携を強化し、中土佐町の旬の野菜や果物、漁師直送の新鮮な魚介類や加工品など地域の魅力ある商品に加え、お客様の視点に立ち、求められる価値を追求するとともに、満足度向上に努めてまいります。加えて、売上増強のため外商にも力を入れまして、県内外の催事相談会及び展示会などへ出店を行い、さらなる知名度アップと販路開拓を実施してまいります所存でございます。

マルシェなかとさが手探りで開業して以来、ご支援を賜ってまいりました多くの皆様に深く感謝を申し上げますとともに、さらなる飛躍を目指し、職員はもとより関係者一丸となって町の魅力発信と交流人口の増加、雇用機会の創出、多くの経済波及効果が実現できますよう努めてまいります所存でございます。

議員各位におかれましては、今後とものご支援とご協力をよろしくお願いを申し上げまして、行政報告といたします。

議長（福永守恭議長）

以上で、行政報告を終わります。

議長（福永守恭議長）

日程第6、報告第5号、株式会社中土佐町地域振興公社の経営状況の報告についてから日程第13、報告第12号、令和7年度中土佐町簡易水道事業会計予算繰越計算書についてまでを一括議題といたします。

提出者の報告を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

それでは、報告案件につきましてご報告をいたします。

まず、報告第5号、株式会社中土佐町地域振興公社の経営状況の報告についてでございますが、

同社より経営状況に関する報告がございましたので、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の5第1項の規定によりまして、株式会社中土佐町地域振興公社第14期決算報告書及び令和8年度事業計画書並びに収支計画書を付して、議会にご報告するものでございます。

次に、報告第6号、株式会社SEAプロジェクトの経営状況の報告についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の5第1項の規定によりまして、株式会社SEAプロジェクト第11期決算報告書及び第12期経営計画書等を付しまして、議会にご報告をするものでございます。

次に、報告第7号、専決処分の報告についてでございますが、地方税法の一部改正に伴いまして、中土佐町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これを議会にご報告するものでございます。

次に、報告第8号、専決処分の報告についてでございますが、地方税法等の一部改正に伴いまして、子ども・子育て支援納付金課税額などを定めるため、中土佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これを議会にご報告するものでございます。

次に、報告第9号、専決処分の報告についてでございますが、令和7年度中土佐町一般会計補正予算（第9号）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これを議会にご報告するものでございます。

今回の補正につきましては、決算及び予算繰越しを見込んだ予算の調整を行うものとなっております。歳入歳出をそれぞれ3,380万3,000円減額いたしまして、歳入歳出予算をそれぞれ71億5,079万7,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものにつきましては、民生費839万4,000円、消防費1,567万1,000円、教育費973万8,000円の減額となっております。

歳入の主なものにつきましては、財産収入9万1,000円、諸収入84万4,000円の増額となる一方で、国庫支出金30万8,000円、県支出金133万8,000円、繰入金5,423万8,000円、町債4,500万円の減額となっております。これらを地方交付税6,614万6,000円の増額により財源調整を行ったところでございます。

次に、報告第10号、専決処分の報告についてでございますが、令和7年度中土佐町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会にご報告するものでございます。

今回の補正につきましては、決算を見込んだ予算の調整を行うものとなっております。歳入歳出をそれぞれ1,397万6,000円減額いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ12億3,438万4,000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、保険給付費6,676万8,000円の減額及び基金積立金5,279万2,000円の増額となっております。

歳入の主なものにつきましては、保険料197万3,000円、支払基金交付金1,954万2,000円の増額、国庫支出金1,219万6,000円、繰入金2,329万2,000円の減額などとなっております。

次に、報告第11号、令和7年度中土佐町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和8年度に繰り越して執行いたしますため、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、議会にご報告するものでございます。

翌年度への繰越額につきましては、２億９，３４６万２，０００円となっております、主な事業とその繰越額につきましては、物価高騰対策キャッシュレス決済ポイント還元事業３，７２６万３，０００円、物価高騰対策デジタル商品券等給付事業４，９００万円、農林水産業者燃油高騰対策事業１，０００万円、七浦不燃物処理場トラックスケール更新事業１，７５３万２，０００円、町有林間伐実施事業３，１００万円、道路橋梁維持事業が１，７５０万円、河川維持事業１，０３０万円、河川緊急自然災害防止対策事業２，９００万７，０００円、町営住宅長寿命化事業２，１２９万８，０００円、備蓄物品購入事業１，９１１万８，０００円、上ノ加江地区ヘリポート接続津波避難路整備事業１，５２１万３，０００円などとなっております。

次に、報告第１２号、令和７年度中土佐町簡易水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、令和８年度に繰り越して施行するため、地方公営企業法第２６条第３項の規定によりまして、議会にご報告するものでございます。

事業及び繰越額につきましては、２億４６５万１，０００円となっております、主な事業といたしましては、笹場・押岡配水区施設整備工事（造成工事）でございますが、８，９５１万１，０００円となっております。

以上で、報告事項を終わります。

議長（福永守恭議長）

これで報告第５号から報告第１２号までの報告を終わります。

議長（福永守恭議長）

日程第１４、議案第２５号、指定管理者の指定について（中土佐町立上ノ加江老人憩いの家）から日程第２７、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（吉岡浩一氏）までを一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

それでは、各議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第２５号、指定管理者の指定についてでございますが、中土佐町立上ノ加江老人憩いの家につきまして、社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会を指定管理者として指定をしようとするものでございます。

期間といたしましては、令和８年９月１日から令和１３年３月３１日までといたしまして、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第２６号、指定管理者の指定についてでございますが、中土佐町立久礼浦分高齢者コミュニティセンターにつきまして、久礼漁業協同組合を指定管理者として指定しようとするものでございます。

期間は、令和８年９月１日から令和１３年３月３１日までとし、地方自治法第２４４条の２第

6 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 27 号、指定管理者の指定についてでございますが、中土佐町立野老野公民館ほか 9 件の集会施設が令和 3 年 7 月 1 日からそれぞれ地元管理組合と 5 年間の指定管理の協定を結んできたところでございますが、今月末にその期間が満了となりますことから、改めて指定の期間を来月 1 日から 5 か年とし、引き続きこれらの管理組合を指定管理者として管理協定を結びたく、その候補者として選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 28 号、高幡障害者支援施設組合理約の変更についてでございますが、地方自治法第 286 条第 1 項の規定によりまして、高幡障害者支援施設組合を解散する協議が行えますよう規約を変更することにつきまして、地方自治法第 290 条の規定によりまして、議決を求めるものでございます。

次に、議案第 29 号、町道の路線の変更についてでございますが、町道中土佐佐賀線におけるバイパス整備部分の供用開始に伴いまして、町道馬鞍線に旧県道部分の移管を受けるため、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 30 号、中土佐町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、令和 8 年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例に所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 31 号、中土佐町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令が施行されまして、令和 8 年度の都道府県ごとの宿泊費基準額が見直されましたので、これに準じまして本条例を改正するものでございます。

次に、議案第 32 号、中土佐町監査委員条例等の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法の一部改正による特定歳入等の収納に関する規定が 9 月 24 日に施行されますので、これに伴う条ずれを整理するものでございます。

次に、議案第 33 号、中土佐町まちづくり振興基金条例を廃止する条例についてでございますが、延長も含めた合併特例期間の終了に伴う関連事業の整理によりまして、本基金条例を廃止するものでございます。

議案第 34 号、令和 8 年度ポータブル蓄電池購入事業に係る物品購入契約についてでございますが、当該ポータブル蓄電池の購入予定価格が 700 万円を超えておりますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 35 号、令和 8 年度中土佐町一般会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ 455 万 1,000 円を増額いたしまして、歳入歳出の予算総額はそれぞれ 71 億 6,861 万 5,000 円と定めるものでございます。

歳出の主なものにつきましては、議会費 315 万 6,000 円、衛生費 1,646 万 1,000 円、商工費 957 万 5,000 円、教育費 237 万 1,000 円の増額、総務費 1,546 万 5,000 円、民生費 563 万 8,000 円、土木費 544 万 1,000 円の減額となっております。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金 51 万 1,000 円、県支出金 59 万 9,000 円、町債 510 万円の増額などとなっております、これらを基金繰入金 165 万 9,000 円の減額により財源調整を行ったところでございます。

議案第 36 号、令和 8 年度中土佐町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてござ

いますが、歳入歳出それぞれ６８９万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９億５，９８７万２，０００円と定めるものでございます。

歳出につきましては、総務費６万６，０００円、保険給付費２５０万１，０００円、国民健康保険事業費納付金４３２万３，０００円の増額、歳入につきましては、国民健康保険税３２９万９，０００円、県支出金２５３万４，０００円、繰入金１０５万７，０００円の増額となっております。

次に、議案第３７号、令和８年度中土佐町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ７４万７，０００円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１２億２，７２９万７，０００円と定めるものでございます。

歳出につきましては、総務費７４万円、地域支援事業費７，０００円の増額、歳入につきましては、国庫支出金７１万３，０００円、繰入金３万４，０００円の増額などとなっております。

議案説明につきましては、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案に続きまして、諮問案件についてご説明を申し上げます。

諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、平成２９年から９年間にわたりまして、本町の人権擁護委員を委嘱されてまいりました吉岡浩一委員が、この９月末で任期満了となります。吉岡委員におかれましては、地域に根差した人権擁護活動として、人権相談や普及啓発に当たられますとともに、福祉分野でも各種委員としてご活躍を賜っております。

つきましては、引き続き吉岡委員に人権擁護委員として人権擁護施策にお力添えを願いたく、本人のご了承もいただいておりますので、人権擁護委員法第６条第３項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（福永守恭議長）

これで議案第２５号から諮問第１号までの提案理由の説明を終わります。

議長（福永守恭議長）

日程第２８、陳情第１号、ホルムズ海峡封鎖の影響から事業者を守るための陳情を議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております陳情第１号は、産業建設民生常任委員会に付託し、審査の期限を次期定例会とし、今定例会中に審査が終了しない場合は閉会中の継続審査としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福永守恭議長）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第１号は産業建設民生常任委員会に付託し、審査の期限を次期定例会までとし、今定例会中に審査が終了しない場合は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

た。

議長（福永守恭議長）

日程第２９、常任委員会委員選任補充についてを議題といたします。

お諮りします。

常任委員会委員選任補充につきましては、中土佐町議会委員会条例第８条第４項の規定により、議長において、高橋雄造議員を総務教育常任委員会委員、議会広報広聴常任委員会委員、予算決算常任委員会委員に指名をいたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福永守恭議長）

異議なしと認めます。

したがいまして、高橋雄造議員の各常任委員会委員をただいま指名のとおり選任することに決定をいたしました。

議長（福永守恭議長）

議会広報広聴常任委員会委員の副委員長互選のために暫時休憩をいたします。

（午前１１時１２分）

議長（福永守恭議長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１４分）

議長（福永守恭議長）

議会広報広聴常任委員会から副委員長を互選した旨の通知がございましたので、報告をいたします。

議会広報広聴常任委員会副委員長に高橋雄造議員。

以上でございます。

議長（福永守恭議長）

日程第３０、議会改革調査特別委員会委員選任補充についてを議題といたします。

お諮りします。

議会改革調査特別委員会選任補充につきましては、中土佐町議会委員会条例第８条第４項の規定により、議長において、高橋雄造議員を指名をいたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福永守恭議長）

異議なしと認めます。

したがいまして、高橋雄造議員を議会改革調査特別委員会委員としてただいま指名のとおり選任することに決定をいたしました。

議長（福永守恭議長）

日程第31、委員会活動の報告を行います。

総務教育常任委員長、産業建設民生常任委員長から活動報告の申出があります。

本件につきまして、まず総務教育常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

窪田和教総務教育常任委員長。

総務教育常任委員長（窪田和教委員長）

調査報告を行います。

総務教育常任委員会は4月22日、久礼保育所と久礼地区学童保育施設への聞き取り調査を行いました。

久礼保育所はゼロ歳児から5歳児まで68家庭、86人が在籍し、正職の保育士10人、会計年度任用職員13人が勤務しております。職員の確保は安定的にできており、年休や出張などで保育所を離れる職員がいても対応できる職員数はいます。

保育所は朝7時30分開所して居残りは18時30分までですが、対応する保育士は利用する園児の数を考慮してシフトを組んでおり、問題なく早出、居残りは行われており、所定の勤務時間でやっていけるだけの体制は取れています。

保小中の連携では、保小中推進委員会を年4回、同連絡会を年3回それぞれ開いて、子供の成長を切れ目なくつなぐことを行っています。近年の子供の変化について、車社会で歩くことが少なくなり、体幹が弱い子供が増えた。ゲームやユーチューブで寝る時間が遅い。室内遊びや集団でなく個々の遊びが増えているなどが見られ、保育所では園外保育を多くする。絵本の読み聞かせの時間を取る。異年齢の子供同士の関わりを持つなど工夫をしています。

また、給食は外部委託をしているが、献立は町の管理栄養士が作成しているほか、月1回、給食検討会を開き意思疎通を行っている。久礼保育所では順調な保育処遇ができているとの感想を持ちました。

久礼小学校で学童保育施設を運営しているボニートキッズクラブは、正職員6人、パート1人の7人で運営しています。令和8年度の学童保育希望者登録者数は85人ですが、常時利用は30人程度です。職員は安定的に確保されています。ただ、ほぼ最低賃金から始まり、2年を経過すると時間給数十円の賃上げはあるが、仕事の役割に比べ低過ぎ、求められるスキルに見合う賃金体系になっていないのではないかと印象を持ちました。聞き取り調査でも、現在は職員が確保できているが、将来は分からない部分があるとの声がありました。

学童保育は児童福祉法で決められたものですが、保育所にはいわゆる措置費、公定価格が決められていますが、学童保育にはないため、全国的に仕事に見合う賃金が払えない問題があります。学童保育の運営費は利用者負担と国、県、市町村の公費で行われており、全国的には自治体独自に上乗せを行っているところもあり、今後の課題になると感じました。

開所時間は、町の条例で学校の休業日は8時間、それ以外は3時間と定められていますが、小学校の終業時間に合わせるので、実際の開所時間は長くなります。学校の休業日に開所は8時3

0分ですが、夏休みなどの長期の休みのときは、保護者の就業時間によっては早く子供を連れてくることもあります。8時には指導員が来ているが、実態に合わせた人員配置も今後考える必要があるのではないかと感想を持ちました。

久礼小学校の南校舎に移転したことで保育環境はよくなったとの感想を述べていました。

また、学童保育は、異年齢の子供が同じ空間で過ごすことで、保育所や小学校ではできない体験ができることも成長にとってプラスになっています。学童保育所は、学校や保育所に比べ歴史が浅いことと利用者数が限られていることから、社会的認知度が低いこともあります。よりよい運営ができるよう支援が必要だと感じました。

以上で、報告を終わります。

議長（福永守恭議長）

次に、産業建設民生常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（福永守恭議長）

中野大地産業建設民生常任委員長。

産業建設民生常任委員長（中野大地委員長）

それでは、産業建設民生常任委員会所管事務調査報告をいたします。

4月20日に町の重点施策事業である森林整備促進事業について所管事務調査を実施し、現地視察及び農林水産課、須崎地区森林組合から説明を受けました。調査では、森林整備の現状や作業道整備、再造林の取組、森林管理上の課題等について確認しました。森林組合からは、現在の施業について、作業道を活用した路網集材が約7割、本格的な河川集材が約3割であり、現場条件や経費、所有者への還元等を踏まえて施業方法を選択しているとの説明がありました。また、作業道は高知県森林作業道作設指針に基づき、必要最低限の路網密度で整備しているとのことでした。

再造林については、中土佐町では町独自の支援制度により、所有者負担軽減が図られ、県平均を上回る約80%の再造林率となっていることが報告されました。一方で、森林所有者の高齢化や相続未登記、境界不明森林の増加などにより、森林整備が進みにくい状況も課題として上げられました。

質疑では、作業道整備後ののり面崩壊や大雨時の土砂流出に対する地域住民の不安について意見が出され、森林組合からは、過去の事例を踏まえ、排水処理や施工方法の改善に努めているとの説明がありました。また、民間事業者による施工については、施工方法に差があるとの指摘もあり、委員からは、町による状況把握や指導体制の必要性について意見が出されました。

さらに、木材価格の低迷や大径木の利用先不足、林業従事者の高齢化、担い手不足など、林業全体を取り巻く厳しい現状についても説明を受けました。特に担い手不足については、林業大学校卒業生の入職はあるものの、3年後以降の定着率が低く、住宅不足など地域定住の課題もあるということでしたので、この点に関しては、町のほうから森林組合へ積極的に中土佐町の魅力や住宅などの情報提供をしていただきたいと思います。

森林組合からは、今後の森林整備や木材搬出の効率化のため、山の中腹部以上を通る基幹林道

を整備してほしいと町への要望がありました。

最後に、委員会としては、森林整備は水源涵養や土砂災害防止、森林資源循環など多面的機能を維持する上で重要であることを再認識しました。今後も安全対策や地域住民への配慮を十分行いながら、持続可能な森林整備及び林業振興に取り組む必要があると考えます。

以上で、産業建設民生常任委員会の活動報告を終わります。

議長（福永守恭議長）

これで、産業建設民生常任委員長の報告を終わります。

以上で、委員会の活動報告を終わります。

議長（福永守恭議長）

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福永守恭議長）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

議長（福永守恭議長）

本日はこれで延会をします。

（午前11時24分）